

# 社会福祉法人あらたま会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規定

第 1 条 この規定は役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 この規定において役員とは、法人の理事、監事をいう。  
評議員とは定款第 5 条に基づき置かれているものをいう。

第 3 条 理事及び監事の報酬の額は、理事及び監事に対して、各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で支給することができる。

第 4 条 報酬は、役員及び評議員が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 理事・監事

1 日 5,000 円

(2) 評議員

1 日 5,000 円

理事および監事等に支給する報酬等の総額については各年度 300,000 円を超えない範囲で報酬等に関する規定のとおり支給する。

各別の年間報酬総額

理事 220,000 円以内

監事 80,000 円以内

第 5 条 交通費は、理事会、評議員会へ出席したとき、その法人業務に携わったときは、交通費届によって申し込まれた金額を実費にて支給する。ただし、交通費届の申し出がないものについては、領収書の支払いが証明できるものをもって支給する。

第 6 条 役員及び評議員がその職務に当たって支出し、又は負担した費用については、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第 7 条 前条で決定された金額は、毎会計年度毎の出席回数に応じ合計した額を次の定時評議員会開催時にあわせ現金または振込により支給する。

第8条 この規定の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規定は、平成29年6月14日から施行する。

改定

この規定は、令和1年6月13日から施行する。



